

証券コード 2157
平成27年11月9日

株 主 各 位

群馬県前橋市大友町1丁目5-1
株式会社コシダカホールディングス
代表取締役社長 腰 高 博

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年11月25日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年11月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 群馬県前橋市大手町1丁目9-7
群馬ロイヤルホテル 2階
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第46期（平成26年9月1日から平成27年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第46期（平成26年9月1日から平成27年8月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 特定の株主からの自己株式取得の件 |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.koshidakaholdings.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成26年9月1日から  
平成27年8月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過と成果

当連結会計年度におけるわが国経済において、原油安の進行と円安の定着は、輸出の堅調さと相俟って企業収益改善の継続に貢献し、それらは賃金上昇を通じて個人消費の回復に繋がりはしたものの、消費者物価の上昇も招き、今一つ弾みには欠けました。

各セグメントの業績は、次のとおりであります。

##### 【カラオケ】

高齢者の増加と若者の減少そしてカラオケの楽しみ方の多様化は、午前利用客の増加と深夜利用客の減少そして1組当りの利用者数の減少に繋がりました。また、娯楽の多様化と個別化は、行楽期間や年末年始の利用客の減少をもたらす一方で、コアな利用客の利用時間拡大に寄与しています。

このような動向に呼応するために、標的顧客層が集中する首都圏への集中出店、営業時間帯の見直し、そしてコンテンツホルダーとのコラボレーションなどの自社開発システム「すきっと」を活用した各種オリジナル企画を多面的に推進しました。さらに、社員個々のモチベーションと経営者意識の涵養を図る教育に取り組み、そして社員独立制度による独立者育成に一層力を注ぎ、独立者が運営する店舗は14店舗となりました。

韓国ではソウル周辺に直営店舗を増やし、シンガポールではスクラップアンドビルドを行い、東南アジアにおける店舗を拡充しております。

当連結会計年度末のカラオケセグメント国内店舗数は、前連結会計年度末比46店舗増加（新規出店32店舗、株式譲受による店舗取得21店舗、閉鎖7店舗）し412店舗となり、リニューアルは37店舗行いました。海外店舗数は、19店舗（シンガポール10店舗、韓国9店舗）となっております。

この結果、カラオケセグメントの売上高は237億94百万円（前連結会計年度比19.8%増）、セグメント利益は12億3百万円（同23.8%減）となりました。

### 【カーブス】

一人一人が正しい運動習慣と食生活を身につけて、そしてそれを継続できるように、その結果病気にかからずに介護も必要としなくなる、このような不安の無い生活の実現を目指して、各種サービスの革新と会員サポート、そして店舗網の充実に努めてまいりました。

店舗でのサーキットトレーニングと相乗効果の高いプロテインの会員による定期購入も順調に拡がり、会員向け物販売上の伸びも、業容の拡大に貢献しております。

当連結会計年度末の国内カーブス店舗数は前連結会計年度末比127店舗増加（増加率8.6%）し1,602店舗（内グループ直営店51店舗）に、会員数は70千人増加（増加率10.9%）し711千人となりました。

以上の結果、カーブスセグメントの売上高は186億49百万円（前連結会計年度比16.4%増）、セグメント利益は38億56百万円（同17.5%増）となりました。

### 【温浴】

人材育成やコスト管理面などでカラオケ事業で培ってきた様々なノウハウを活用するとともに、固定費特に水道光熱費削減に向けて抜本的改革を行い、温浴施設経営の再生に取り組んでまいりました。

以上の結果、温浴セグメントの売上高は14億95百万円（前連結会計年度比2.8%減）、セグメント損失は89百万円（同1億49百万円損失額減少）となりました。

### 【不動産管理】

不動産管理セグメントの売上高は3億18百万円（前連結会計年度比6.4%増）、セグメント利益は1億27百万円（同2.1%減）となりました。

以上により、当社グループ（当社及び連結子会社）の当連結会計年度の売上高は442億57百万円（前連結会計年度比17.3%増）、営業利益43億94百万円（同2.8%増）、経常利益44億92百万円（同2.8%増）、当期純利益は20億98百万円（同13.4%減）となりました。

| 区 分     | 売上高（百万円） | 構 成 比（％） | 前連結会計年度比 |
|---------|----------|----------|----------|
| カラオケ事業  | 23,794   | 53.8     | 119.8%   |
| カーブス事業  | 18,649   | 42.1     | 116.4%   |
| 温 浴 事 業 | 1,495    | 3.4      | 97.2%    |
| 不動産管理事業 | 318      | 0.7      | 106.4%   |
| 合 計     | 44,257   | 100.0    | 117.3%   |

（注）セグメント間取引については、相殺消去しております。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました主な設備投資は次のとおりであります。

イ．当連結会計年度中に購入または完成した主要設備

カラオケ事業 店舗の新設等 3,041,425千円

カーブス事業 ソフトウェア開発等 131,951千円

温浴事業 店舗の改装等 111,942千円

ロ．当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

カラオケ事業 リニューアル工事による除却等 129,978千円

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において4,371百万円の銀行借入による資金調達を行いました。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

## ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
 平成27年4月1日付で株式会社ムーンの全株式を、また平成27年6月12日付で株式会社イングリッシュアイランドの発行済株式の70%および株式会社イングリッシュアイランドを通じて EEIKAIWA INC. の発行済株式の99.95%を取得いたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区分                | 第 43 期<br>(平成24年8月期) | 第 44 期<br>(平成25年8月期) | 第 45 期<br>(平成26年8月期) | 第 46 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成27年8月期) |
|-------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売上高(千円)           | 33,746,225           | 34,515,496           | 37,720,942           | 44,257,397                        |
| 経常利益(千円)          | 4,096,721            | 4,237,543            | 4,370,320            | 4,492,360                         |
| 当期純利益(千円)         | 2,279,278            | 3,072,512            | 2,423,920            | 2,098,877                         |
| 1株当たり<br>当期純利益(円) | 238.60               | 162.09               | 127.87               | 112.79                            |
| 総資産(千円)           | 20,043,841           | 20,648,140           | 25,926,243           | 30,663,351                        |
| 純資産(千円)           | 8,283,633            | 11,075,887           | 13,195,110           | 14,052,190                        |
| 1株当たり<br>純資産額(円)  | 844.56               | 561.42               | 663.39               | 725.99                            |

(注) 平成26年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。  
 第44期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区分                | 第 43 期<br>(平成24年8月期) | 第 44 期<br>(平成25年8月期) | 第 45 期<br>(平成26年8月期) | 第 46 期<br>(当事業年度)<br>(平成27年8月期) |
|-------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 営業収益(千円)          | 1,376,338            | 1,810,631            | 2,206,756            | 5,372,670                       |
| 経常利益(千円)          | 131,389              | 691,721              | 998,645              | 4,090,143                       |
| 当期純利益(千円)         | 129,936              | 714,410              | 868,886              | 3,928,149                       |
| 1株当たり<br>当期純利益(円) | 13.60                | 37.69                | 45.83                | 211.09                          |
| 総資産(千円)           | 4,850,536            | 6,379,648            | 11,468,271           | 16,822,840                      |
| 純資産(千円)           | 3,085,909            | 3,398,201            | 3,800,943            | 6,288,583                       |
| 1株当たり<br>純資産額(円)  | 325.61               | 179.27               | 200.52               | 340.76                          |

(注) 平成26年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。  
 第44期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

### (3) 重要な子会社の状況（平成27年8月31日現在）

#### ①重要な子会社の状況

| 名称                                         | 資本金              | 議決権比率<br>(%)     | 主要な事業内容        |
|--------------------------------------------|------------------|------------------|----------------|
| 株式会社コシダカ                                   | 5百万円             | 100.0            | カラオケ事業<br>温浴事業 |
| 株式会社カーブスホールディングス                           | 20百万円            | 90.0             | カーブス事業         |
| 株式会社カーブスジャパン                               | 100百万円           | 90.0<br>(90.0)   | カーブス事業         |
| 株式会社ハイ・スタンダード                              | 5百万円             | 90.0<br>(90.0)   | カーブス事業         |
| 株式会社コシダカファシリティーズ                           | 100百万円           | 100.0            | 不動産管理事業        |
| 株式会社コシダカIPマネジメント                           | 1百万円             | 100.0<br>(100.0) | 知的財産管理事業       |
| 株式会社コシダカビジネスサポート                           | 5百万円             | 100.0            | カラオケ事業         |
| 株式会社ムーン                                    | 10百万円            | 100.0<br>(100.0) | カラオケ事業         |
| 株式会社韓国コシダカ                                 | 997百万<br>韓国ウォン   | 100.0            | カラオケ事業         |
| KOSHIDAKA INTERNATIONAL PTE. LTD           | 21百万<br>シンガポールドル | 100.0            | カラオケ事業         |
| KOSHIDAKA MANAGEMENT SINGAPORE<br>PTE. LTD | 20百万<br>シンガポールドル | 100.0<br>(100.0) | カラオケ事業         |
| K BOX ENTERTAINMENT GROUP PTE. LTD         | 650千<br>シンガポールドル | 100.0<br>(100.0) | カラオケ事業         |

- (注) 1. 議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。
2. 当連結会計年度において、グループ管理本部業務の受託会社として株式会社コシダカビジネスサポートを設立し、また株式会社ムーンの株式を取得し、子会社といたしました。
3. 株式会社北海道コシダカは、平成26年9月1日付けで株式会社シュクランを吸収合併し、商号を株式会社ハイ・スタンダードに変更いたしました。



#### (4) 対処すべき課題

##### ① 余暇活動関連市場の変化について

個人所得の大幅な改善が期待できず、余暇活動関連市場全体は伸び悩みと多様化が予想されるなかにおいて、当社グループは新業態の開発と新しいサービスの創造に努めていきます。

その中でも、知識と経験共に豊富な中高年齢層のお客様にとって、満足ができ、かつ定期的なご利用が期待できるようなサービス並びに商品の開発に、重点を置いて力を注ぎ、挑戦してまいります。

##### ② カラオケ事業について

店舗網の拡大が第一の課題です。常に新しいサービスを開発しつつ、店舗網を拡大してまいります。当面、国内では首都圏への店舗展開に力を集中させ、海外では東南アジア全域への店舗展開を目指しつつ、韓国とシンガポールでの地歩固めを行います。

各種コンテンツの強化と充実が第二の課題です。自社開発システム「すきっと」を活用したアニメ、ムービーやアーティストとのコラボコンテンツを随時投入拡大していくことにより、カラオケの新しい楽しみ方を提供し、顧客の各種ニーズを深掘りしてまいります。

接客力・顧客サービス力の向上が第三の課題です。優れた個人経営店舗の特長であるきめ細やかな接客と、経営者視点でのより直向な店舗運営を実現させるために、社員独立制度による独立者養成に向けた社内教育に一層力を注ぎ、独立オーナーを増やしていくと共に社員の意識と行動の活性化を実現させてまいります。

##### ③ カーブス事業について

「健康を維持したまま長生きがしたい」という多くの人達の願いを実現させるためには、生活習慣病に罹らず運動器障害に陥らぬ予防をすることが最も大切であると、数多くの研究結果として報告されております。カーブスにおける筋肉トレーニング運動と有酸素運動が、その予防にどれほど有効なのか、内外の種々の先進的医療機関と提携し、様々な観点から検証しエビデンスを蓄積し実証を積み重ねてきております。

その成果を広く伝えて普及させていくこと、そして地域内の店舗数の増加と会員数の拡大を図ることにより市場をより深掘りさせて、健康で豊かな生活を応援する事業を更に追求してまいります。

④ 各事業間のシナジーの発揮について

当社グループの事業は何れも、全ての顧客層を対象とした接客サービス業であり、顧客の固定化を共通する課題とし、また今後重点を置きたい顧客層が重なる部分が少なくありません。グループとしての集客力の強化と固定客化の面において、各事業間で効果的にシナジーを発揮できるように努めてまいります。

それとともに、人材の採用、育成教育と効果的配置、資金管理の効率化、あるいは施設管理及び仕入・購買の分野などにおいても、強力に相乗効果が発揮できるように努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年8月31日現在）

| 事業名     | 主要サービス                               |
|---------|--------------------------------------|
| カラオケ事業  | カラオケボックス店舗の運営                        |
| カーブス事業  | フィットネスフランチャイズ本部の運営<br>フィットネスクラブ店舗の運営 |
| 温浴事業    | 温浴施設の運営                              |
| 不動産管理事業 | 自社保有不動産の賃貸、管理                        |

(6) 主要な営業所（平成27年8月31日現在）

① 当社

|      |                                  |
|------|----------------------------------|
| 東京本社 | 東京都港区浜松町2丁目4-1<br>世界貿易センタービルディング |
| 前橋本社 | 群馬県前橋市大友町1丁目5-1                  |



## ② 子会社

|                                    |    |                                                    |
|------------------------------------|----|----------------------------------------------------|
| 株式会社コシダカ                           | 本社 | 群馬県前橋市大友町1丁目5-1                                    |
| 株式会社カーブスホールディングス                   | 本社 | 東京都港区芝浦3丁目9-1<br>芝浦ルネサイトタワー                        |
| 株式会社カーブスジャパン                       | 本社 | 東京都港区芝浦3丁目9-1<br>芝浦ルネサイトタワー                        |
| 株式会社ハイ・スタンダード                      | 本社 | 東京都港区芝浦3丁目9-1<br>芝浦ルネサイトタワー                        |
| 株式会社コシダカファシリティーズ                   | 本社 | 東京都港区浜松町2丁目4-1<br>世界貿易センタービルディング                   |
| 株式会社コシダカIPマネジメント                   | 本社 | 群馬県前橋市大友町1丁目5-1                                    |
| 株式会社ムーン                            | 本社 | 神奈川県相模原市南区松が枝町21-6<br>ハーベスト松が枝                     |
| 株式会社韓国コシダカ                         | 本社 | ソウル特別市中区武橋路32孝寧ビル                                  |
| K BOX ENTERTAINMENT GROUP PTE. LTD | 本社 | 61 UBi Avenue 1#03-14 UB POINT<br>Singapore 408941 |

(注) 株式会社北海道コシダカは、平成26年9月1日付けで株式会社シュクランを吸収合併し、商号を株式会社ハイ・スタンダードに変更いたしました。

## ③ 直営店舗

| 地域別 | カラオケボックス店 | カーブス店 | 温浴施設 |
|-----|-----------|-------|------|
| 北海道 | 40        | 12    | —    |
| 東北  | 30        | 1     | 1    |
| 関東  | 147       | 38    | 2    |
| 中部  | 94        | —     | —    |
| 近畿  | 30        | —     | —    |
| 中国  | 26        | —     | —    |
| 四国  | 14        | —     | —    |
| 九州  | 25        | —     | 2    |
| 沖縄  | 6         | —     | —    |
| 合計  | 412       | 51    | 5    |

(注) 1. カーブス店の内訳は株式会社ハイ・スタンダードの店舗が46店舗、株式会社カーブスジャパンの店舗が5店舗であります。

2. 上記の他、カラオケボックス店が韓国に9店舗、シンガポールに10店舗あります。

## (7) 使用人の状況（平成27年 8 月31日現在）

### ① 企業集団の使用人の状況

| 事業部門      | 使用人数          | 前連結会計年度末比増減  |
|-----------|---------------|--------------|
| カラオケ事業    | 511 (2,036) 名 | 23名増 (337名増) |
| カーブス事業    | 318 ( 46) 名   | 12名減 ( ー)    |
| 温浴事業      | 30 ( 134) 名   | 10名減 ( 1名増)  |
| 全社 ( 共通 ) | 13 ( ー) 名     | 16名減 ( ー)    |
| 合 計       | 872 (2,216) 名 | 15名減 (338名増) |

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定事業に区分できない当社使用人数であります。

### ② 当社の使用人の状況

| 使用人数       | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|-----------|-------|--------|
| 13 ( ー ) 名 | 16名減 (ー)  | 45.3歳 | 4.9年   |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員 (ただし、1日8時間換算による) を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況（平成27年 8 月31日現在）

| 借 入 先                     | 借 入 額       |
|---------------------------|-------------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行       | 3,272,320千円 |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 1,583,346千円 |
| 株 式 会 社 群 馬 銀 行           | 1,195,600千円 |
| 三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 343,750千円   |
| 株 式 会 社 足 利 銀 行           | 340,000千円   |
| 明 治 安 田 生 命 相 互 会 社       | 162,500千円   |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社       | 160,000千円   |
| 株 式 会 社 東 和 銀 行           | 150,000千円   |
| 株 式 会 社 八 十 二 銀 行         | 140,000千円   |

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成27年8月31日現在）

① 発行可能株式総数 76,800,000株

② 発行済株式の総数 19,200,000株（自己株式500,360株を含んでおります。）

(注)平成26年9月1日付にて普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割しております。

③ 株主数 6,836名

④ 大株主（上位10名）

| 株主名                                                                      | 持株数        | 持株比率   |
|--------------------------------------------------------------------------|------------|--------|
| 株式会社 ヨウザン                                                                | 5,832,000株 | 31.19% |
| 腰高博                                                                      | 2,310,000株 | 12.35% |
| 株式会社 アイエムオー                                                              | 1,366,000株 | 7.30%  |
| 日本トラスティ・サービス<br>信託銀行株式会社（信託口）                                            | 717,300株   | 3.84%  |
| BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY<br>SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND | 655,180株   | 3.50%  |
| 腰高修                                                                      | 554,000株   | 2.96%  |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY<br>FUNDS                           | 448,500株   | 2.40%  |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY                                      | 398,400株   | 2.13%  |
| BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY<br>SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND | 286,000株   | 1.53%  |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社<br>（信託E口）                                               | 245,000株   | 1.31%  |

(注)持株比率は、発行済株式の総数から自己株式500,360株を控除して算出しております。

### (2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成27年8月31日現在）

| 会社における地位                   | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                               |
|----------------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長<br>C E O     | 腰 高 博     | 株式会社コシダカ代表取締役社長<br>株式会社カーブスホールディングス取締役<br>株式会社カーブスジャパン取締役<br>株式会社コシダカファシリティーズ代表取締役社長                  |
| 専 務 取 締 役 員<br>専 務 執 行 役 員 | 腰 高 修     | 株式会社コシダカ専務取締役営業統括本部長<br>株式会社カーブスホールディングス代表取締役会長<br>株式会社カーブスジャパン取締役<br>株式会社アイエムオー代表取締役                 |
| 常 務 取 締 役 員<br>常 務 執 行 役 員 | 朝 倉 一 博   | 経営企画室長<br>株式会社コシダカ取締役経営企画室長<br>株式会社ムーン代表取締役<br>株式会社カーブスホールディングス取締役<br>株式会社カーブスジャパン取締役                 |
| 常 務 取 締 役 員<br>常 務 執 行 役 員 | 腰 高 美 和 子 | グループ総務担当<br>株式会社コシダカビジネスサポート代表取締役<br>株式会社コシダカ取締役総務部長<br>株式会社カーブスホールディングス取締役<br>株式会社ヨウザン代表取締役社長        |
| 常 務 取 締 役 員<br>常 務 執 行 役 員 | 土 井 義 人   | グループ管理担当<br>株式会社コシダカ取締役管理本部長兼経理部長<br>株式会社コシダカビジネスサポート取締役副社長<br>株式会社カーブスホールディングス監査役<br>株式会社カーブスジャパン監査役 |
| 常 勤 監 査 役                  | 西 智 彦     |                                                                                                       |
| 監 査 役                      | 寺 石 雅 英   | 大妻女子大学キャリア教育センター教授<br>株式会社エスイー社外監査役                                                                   |
| 監 査 役                      | 森 内 茂 之   | 太陽有限責任監査法人パートナー                                                                                       |

- (注) 1. 監査役西智彦氏、監査役寺石雅英氏及び監査役森内茂之氏は、社外監査役であります。
2. 監査役西智彦氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 監査役森内茂之氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員    | 支 給 額                |
|--------------------|------------|----------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(一)  | 198,000千円<br>(一)     |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(3名) | 8,400千円<br>(8,400千円) |
| 合 計                | 8名         | 206,400千円            |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年11月30日開催の第37回定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成17年11月30日開催の第36回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。

### ③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
監査役寺石雅英氏は、大妻女子大学キャリア教育センター教授であり、株式会社エスイー社外監査役であります。

なお、両者と当社との間に特別の利害関係はありません。

監査役森内茂之氏は、太陽有限責任監査法人パートナーであります。

なお、太陽有限責任監査法人と当社との間に特別の利害関係はありません。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

|           | 活動状況                                                                                                                                                  |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 西 智彦  | 当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。取締役会の席上、議案に対し適宜違法性がないかなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会13回全てに出席して、本社及び店舗における監査内容についての報告並びに意見交換を行っております。 |
| 監査役 寺石 雅英 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席いたしました。大学教授としての専門的見地から、取締役会において、適宜、意見を述べています。また、監査役会13回のうち12回に出席して、当社の投資案件並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。                     |
| 監査役 森内 茂之 | 当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、適宜、意見を述べています。また、監査役会13回全てに出席して、当社の投資案件並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。                            |

### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社は監査役西智彦氏、寺石雅英氏及び森内茂之氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。



#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

##### ② 報酬等の額

|                                             | 支 払 額    |
|---------------------------------------------|----------|
| 1. 当事業年度に係る報酬等の額                            | 41,000千円 |
| 2. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（上記1.を含む） | 42,500千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、1. 当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して、コンフォートレター作成業務に対する対価を支払っております。

##### ③ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務方針」を踏まえ、監査方法および監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

##### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当するとき、会計監査人が社会的な信用を失墜したとき等、当社の監査業務に重大な支障を来すと認められる事由が生じたときは、会計監査人の解任または不再任を決定する方針であります。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、東京証券取引所が定める「企業行動規範に関する規則」に基づき、取締役会において「内部統制システムの整備の基本方針」を決議しておりますが、その概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・役職員が法令及び定款を遵守し、社会規範及び倫理観を尊重して職務を執行するための行動規範を制定して、その周知徹底を図る。
  - ・内部統制室は、「内部統制規程」に基づいて継続的に内部統制システムの運用状況の監査を行い、その結果については適宜取締役及び監査役に報告する。

- ・内部通報制度を活用して、法令違反等の早期発見、未然防止に努めるとともに、是正、改善が必要な場合は速やかな措置をとる。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・株主総会、取締役会等の重要な会議の議事録並びに資料を含めた取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」等諸規程に基づいて書面または電磁的記録により作成、保管、保存する。
- ・取締役の職務の執行に係る情報については、必要な関係者が閲覧並びに謄写できる状態を維持する。
- ・取締役の職務の執行に係る情報については、法令または東京証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従った情報開示に努める。

③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ・当社グループの経営に対するあらゆる損失の危機に対処するため「リスク管理規程」を制定し、予想されるリスクの把握とともに予防的措置を取り、さらにリスクが発生した場合の被害を最小限にとどめるための体制を整備する。
- ・当社グループのリスク管理の所管部門は「グループ総務部」とし、各グループ会社がリスクの発生を把握した場合はグループ総務部を通じて速やかに当社取締役会に報告し、取締役会は迅速な対応により被害拡大の防止に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は経営上の意思の決定と業務執行の分離、意思決定の迅速化並びに職務権限と責任を明確にするために執行役員制度を採用し、「取締役会規程」等諸規程に従って業務を執行する。
- ・各グループ会社は定期的な取締役会、経営会議等の開催とともに、必要に応じてその他会議体において議論と審議を行い、取締役会での決定を受けるものとする。

⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

- ・当社は各グループ会社に対して役職員を派遣し、派遣された者は各々に与えられた職責に従って、グループ会社の業務の執行、監視・監督または監査を行い、取締役に報告する。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・各グループ会社は「リスク管理規程」に基づいてリスクマネジメントを行い、予想されるリスクの把握、予防的措置を取り、さらにリスクの発生を把握した場合は速やかに当社グループのリスク管理の所管部門である「グループ総務部」に報告する。

ハ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は「関係会社管理規定」を定めて経営管理のみならず各グループ会社との連携、情報共有を密に保ち、また当社グループ経営理念の周知徹底により、当社グループすべての役職員が実践すべき方針、行動基準を明確にする。

ニ．子会社の取締役等及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・グループ各社の管理は「経営企画室」が担当し、各グループ会社の業務執行の状況等を当社に報告させるとともに、改善すべき点があれば適宜指導する。また、当社「内部統制室」は関連諸規程に基づいて内部監査を実施し、結果については速やかに代表取締役社長に報告する。

⑥ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人に関する事項および当該使用人の取締役会からの独立性ならびに指示の実行性の確保に関する事項

- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役の職務が適切に行われるよう速やかに対処する。
- ・監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合は、監査役の指揮命令下においてその業務に専念させ、監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動、人事評価並びに賞罰等の人事関連事項については、監査役の意見を尊重する。

ロ．取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ・役職員は、職務の執行に関する法令または定款違反、不正事実の発見または当社ならびにグループ会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに、監査役に報告する。また内部統制室は内部監査の状況を監査役に報告する。さらに内部通報についても速やかに監査役に報告される。

ハ．子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

- ・グループ会社役職員およびこれらの者から報告を受けた者は、職務の執行状況および経営に重大な影響を与える重要課題を発見した場合は、迅速かつ適切に監査役に報告する。

ニ．監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社は監査役に報告した当社グループ役職員に対して、通報または報告したことを理由に不利益な取り扱いをすることを禁じて、当該報告者を保護する。

ホ. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還手続きその他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 監査役が職務執行上の費用の前払等の請求を当社に対して行った場合は、その請求が職務執行上必要でないと明らかに認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算を行う。

ヘ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制。

- ・ 監査役を基本的に社外監査役とすることによってステークホルダーに対する透明性を高めるとともに、社外監査役としては企業経営に精通した経験者、有識者や公認会計士等の有資格者を招聘して、監査の実効性や有効性を高めるものとする。
- ・ 監査役は、重要課題等について代表取締役社長と協議並びに意見交換するための会議を適宜開催し、また会計監査人、グループ各社監査役等との定期的な情報交換を行うものとする。

⑦ 財務報告の信頼性を確保する体制

- ・ 財務報告の信頼性を確保するために「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用を行う。

⑧ 反社会的勢力排除に向けた体制

- ・ 反社会的勢力との関係を一切持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、取引先がこれに関わる個人、企業または団体等であると判明した場合は当該取引先との取引を解消する。
- ・ 顧問弁護士並びに外部専門機関との連携による、有事に対する協力体制を構築する。

**(6) 上記の業務の適正を確保するための体制の運用状況**

当社およびグループ各社の業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況は以下とおりであります。

① 内部統制システム全般

- ・ 内部統制室は、当社およびグループ各社の内部統制システムの整備、運用状況の評価および財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、取締役会および監査役会に報告しております。評価結果において改善すべき事項が発見された場合においては関連部門に対して速やかに改善指示を行ない、実行されます。

② コンプライアンス

- ・ コンプライアンス上問題のある事実が発生した場合に備え、「ホットライン」が設置されており、担当部署であるグループ総務部もしくは監査役に直接通報、相談ができる体制を整えております。
- ・ 反社会勢力との取引の未然防止に関しては、新規取引時にチェックを行うことにより取引並びに経営介入リスクの予防的措置を講じております。



### ③ リスク管理

- ・当社はグループ経営に重要な影響を及ぼすリスクが発生させないための対策の立案や顕在化した場合に適切に対応するための組織として、代表取締役社長を委員長とする「リスク対策委員会」が必要に応じて設置できる体制となっております。また災害等が発生した場合の「災害対策マニュアル」を整備して発生時の対応方法を定めております。

### ④ グループ会社管理体制

- ・当社およびグループ会社は、グループ経営理念に基づく各社の経営理念、経営方針及び経営計画を策定して、グループ幹部役職員による「グループ経営方針発表会」を期首に開催し、グループ各社は全役職員が出席する「全社員会議」、「決起会」等を半期ごとに開催して、経営計画を共有する体制となっております。
- ・また当社グループ管理部は、グループ各社の財政状態や経営状況を把握して、毎月開催している取締役会で報告するとともに、必要に応じてグループ各社に対して助言、指導を行っております。

### ⑤ 取締役の職務の執行

- ・毎月の定例取締役会に加えて適宜臨時取締役会を開催し、議案の審議による重要事項の決定と、業務執行状況等の監督を行っております。また当社は執行役員制度を導入しており、職務権限規程等の組織関連規程に基づいて経営と執行の分離による迅速な意思決定を図っております。

### ⑥ 監査役の職務の執行

- ・当社監査役3名は全員が社外監査役であり、当社取締役会のみならず必要に応じてグループ各社の取締役会にも出席して、当社グループの内部統制システムの整備状況を確認しております。また内部統制室や監査法人との情報交換を定期的実施することで、内部統制システム全般のモニタリングを行っております。なお、監査役の職務執行に対する必要経費の処理については、監査役の求めに応じて速やかに行っており、監査役が求めたときは補助社員を必ず置いて監査の実効性を損なうことの無いようにしております。

# 連結貸借対照表

(平成27年8月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部           |            | 負 債 の 部           |            |
|-------------------|------------|-------------------|------------|
| 流 動 資 産           | 11,448,828 | 流 動 負 債           | 10,030,101 |
| 現金及び預金            | 6,187,438  | 支払手形及び買掛金         | 1,830,734  |
| 受取手形及び売掛金         | 2,258,528  | 1年内返済予定の<br>長期借入金 | 2,231,512  |
| 商 品               | 732,145    | リ ー ス 債 務         | 69,927     |
| 原材料及び貯蔵品          | 188,536    | 未 払 金             | 1,110,216  |
| 繰延税金資産            | 308,724    | 未 払 費 用           | 925,993    |
| そ の 他             | 1,804,508  | 未払法人税等            | 1,021,373  |
| 貸倒引当金             | △31,052    | 賞与引当金             | 223,125    |
| 固 定 資 産           | 19,214,522 | 預 り 金             | 1,549,419  |
| 有形固定資産            | 12,323,765 | そ の 他             | 1,067,798  |
| 建物及び構築物           | 8,092,247  | 固 定 負 債           | 6,581,059  |
| 車両運搬具及び<br>工具器具備品 | 1,966,641  | 長期借入金             | 5,122,004  |
| 土 地               | 1,965,917  | リ ー ス 債 務         | 122,516    |
| リ ー ス 資 産         | 169,820    | 繰延税金負債            | 167,336    |
| 建設仮勘定             | 129,137    | 資産除去債務            | 925,551    |
| 無形固定資産            | 3,090,934  | そ の 他             | 243,650    |
| の れ ん             | 2,082,803  | 負 債 合 計           | 16,611,161 |
| ソフトウェア            | 1,001,208  | 純 資 産 の 部         |            |
| そ の 他             | 6,922      | 株 主 資 本           | 13,256,497 |
| 投資その他の資産          | 3,799,822  | 資 本 金             | 493,600    |
| 投資有価証券            | 494,808    | 資 本 剰 余 金         | 483,600    |
| 関係会社株式            | 28,637     | 利 益 剰 余 金         | 13,480,094 |
| 長期貸付金             | 400,097    | 自 己 株 式           | △1,200,797 |
| 長期前払費用            | 87,598     | その他の包括利益累計額       | 141,399    |
| 敷金及び保証金           | 2,476,787  | その他有価証券評価差額金      | 27,195     |
| 繰延税金資産            | 287,888    | 為替換算調整勘定          | 114,203    |
| そ の 他             | 38,596     | 少 数 株 主 持 分       | 654,292    |
| 貸倒引当金             | △14,591    | 純 資 産 合 計         | 14,052,190 |
| 資 産 合 計           | 30,663,351 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計   | 30,663,351 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成26年9月1日から)  
(平成27年8月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                         | 金 額       | 金 額        |
|-----------------------------|-----------|------------|
| 売 上 高                       |           | 44,257,397 |
| 売 上 原 価                     |           | 33,323,616 |
| 売 上 総 利 益                   |           | 10,933,780 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |           | 6,539,051  |
| 営 業 利 益                     |           | 4,394,728  |
| 営 業 外 収 益                   |           |            |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金           | 19,195    |            |
| 為 替 差 益                     | 30,047    |            |
| 協 賛 金 収 入                   | 20,272    |            |
| そ の 他                       | 99,385    | 168,901    |
| 営 業 外 費 用                   |           |            |
| 支 払 利 息                     | 32,920    |            |
| 支 払 手 数 料                   | 24,143    |            |
| そ の 他                       | 14,205    | 71,269     |
| 経 常 利 益                     |           | 4,492,360  |
| 特 別 利 益                     |           |            |
| 固 定 資 産 売 却 益               | 67,550    | 67,550     |
| 特 別 損 失                     |           |            |
| 固 定 資 産 除 却 損               | 129,978   |            |
| 減 損 損 失                     | 102,699   |            |
| 店 舗 閉 鎖 損 失                 | 82,186    | 314,864    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益       |           | 4,245,046  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税     | 2,014,549 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額               | △101,964  | 1,912,584  |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 |           | 2,332,461  |
| 少 数 株 主 利 益                 |           | 233,584    |
| 当 期 純 利 益                   |           | 2,098,877  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結株主資本等変動計算書

(平成26年9月1日から)  
(平成27年8月31日まで)

(単位：千円)

|                                      | 株 主 資 本 |           |            |            |                  |
|--------------------------------------|---------|-----------|------------|------------|------------------|
|                                      | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金  | 自 己 株 式    | 株 主 資 本 計<br>合 計 |
| 平 成 2 6 年 9 月 1 日 残 高                | 493,600 | 483,600   | 11,944,096 | △300,139   | 12,621,157       |
| 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額                |         |           |            |            |                  |
| 剰 余 金 の 配 当                          |         |           | △561,140   |            | △561,140         |
| 当 期 純 利 益                            |         |           | 2,098,877  |            | 2,098,877        |
| 自 己 株 式 の 取 得                        |         |           |            | △900,658   | △900,658         |
| 連 結 範 囲 の 変 動                        |         |           | △1,738     |            | △1,738           |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中<br>の 変 動 額 ( 純 額 ) |         |           |            |            |                  |
| 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計            | —       | —         | 1,535,998  | △900,658   | 635,340          |
| 平 成 2 7 年 8 月 3 1 日 残 高              | 493,600 | 483,600   | 13,480,094 | △1,200,797 | 13,256,497       |

|                                      | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                    |                        | 少 数 株 主 分<br>持 | 純資産合計      |
|--------------------------------------|-----------------------|--------------------|------------------------|----------------|------------|
|                                      | その他有価証券<br>評価差額金      | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | その他の包括利<br>益 累 計 額 合 計 |                |            |
| 平 成 2 6 年 9 月 1 日 残 高                | 5,905                 | △52,660            | △46,755                | 620,708        | 13,195,110 |
| 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額                |                       |                    |                        |                |            |
| 剰 余 金 の 配 当                          |                       |                    |                        |                | △561,140   |
| 当 期 純 利 益                            |                       |                    |                        |                | 2,098,877  |
| 自 己 株 式 の 取 得                        |                       |                    |                        |                | △900,658   |
| 連 結 範 囲 の 変 動                        |                       |                    |                        |                | △1,738     |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中<br>の 変 動 額 ( 純 額 ) | 21,290                | 166,864            | 188,154                | 33,584         | 221,739    |
| 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計            | 21,290                | 166,864            | 188,154                | 33,584         | 857,079    |
| 平 成 2 7 年 8 月 3 1 日 残 高              | 27,195                | 114,203            | 141,399                | 654,292        | 14,052,190 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数・・・・・・・・・・12社
- ・連結子会社の名称・・・・・・・・・・株式会社コシダカ  
株式会社カーブスホールディングス  
株式会社カーブスジャパン  
株式会社ハイスタンダード  
株式会社コシダカファシリティーズ  
株式会社コシダカ I P マネジメント  
株式会社コシダカビジネスサポート  
株式会社ムーン  
株式会社韓国コシダカ  
KOSHIDAKA INTERNATIONAL PTE. LTD  
KOSHIDAKA MANAGEMENT SINGAPORE PTE. LTD  
K BOX ENTERTAINMENT GROUP PTE. LTD
- ・非連結子会社の数 3 社
- ・非連結子会社の名称  
株式会社イングリッシュアイランド  
EEIKAIWA INC.  
KOSHIDAKA R&C Co., Ltd.
- ・連結の範囲から除いた理由……非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ・持分法を適用している非連結子会社及び関連会社はありません。
- ・持分法を適用していない非連結子会社  
株式会社イングリッシュアイランド  
EEIKAIWA INC.  
KOSHIDAKA R&C Co., Ltd.
- ・持分法を適用していない理由……持分法非適用会社は、連結会社との取引高相殺消去後の当期純損益及び利益剰余金については、連結計算書類に与える影響が軽微であり、重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

非連結子会社であったKOSHIDAKA INTERNATIONAL PTE. LTD.、KOSHIDAKA MANAGEMENT SINGAPORE PTE. LTD.、K BOX ENTERTAINMENT GROUP PTE. LTD. は、重要性が増したことから当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(注：K BOX ENTERTAINMENT GROUP PTE. LTD. は、同社の子会社9社を平成27年7月1日付で吸収合併いたしました。)

また、(株)コシダカビジネスサポートは平成26年10月31日の会社設立に伴い、(株)ムーンは平成27年4月1日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、K BOX ENTERTAINMENT GROUP PTE. LTDを除き、連結決算日と一致しております。なお、K BOX ENTERTAINMENT GROUP PTE. LTDは6月30日を決算日としております。連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日までに生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・時価のあるもの・・・・・・決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- ・時価のないもの・・・・・・移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品・・・・・・移動平均法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・原材料及び貯蔵品・・・・・・最終仕入原価法を採用しております。（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）・・・・・・定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。また、一部の連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|               |       |
|---------------|-------|
| 建物及び構築物       | 4～34年 |
| 車両運搬具及び工具器具備品 | 3～10年 |

ロ. 無形固定資産

(リース資産を除く) . . . . . 定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

ハ. リース資産

・所有権移転外ファ . . . . . リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法  
イナンス・リース取 . . . . . を採用しております。  
引に係るリース資産

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金 . . . . . 債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金 . . . . . 従業員賞与の支給に充てるため、当社及び連結子会社の一部は、将来の支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 . . . . . 税抜方式によっております。

(6) のれんの償却方法及び期間に関する事項

のれんの償却については、５年間の定額法により償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成25年12月25日）を当連結会計年度より適用しております。これによる連結計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書類関係)

前連結会計年度まで、営業外収益に区分掲記しておりました、「受取利息」、「受取配当金」は、金額の重要性の観点から、当連結会計年度より「受取利息及び配当金」として区分掲記しております。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 13,493,667千円

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 19,200,000株   | —            | —            | 19,200,000株  |

##### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 245,280株      | 500,080株     | —            | 745,360株     |

(注1) 自己株式には、株式給付信託(J-ESOP)により信託口が所有する株式245,000株を含んでおります。

(注2) 増加株式数は、平成26年12月1日開催の取締役会決議による自己株式の取得500,000株および単位未満株式の買い取りによるものであります。

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額等

イ. 平成26年11月26日開催の第45回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 287,995千円
- ・ 1株当たり配当額 30.00円
- ・ 基準日 平成26年8月31日
- ・ 効力発生日 平成26年11月27日

ロ. 平成27年4月10日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 280,494千円
- ・ 1株当たり配当額 15.00円
- ・ 基準日 平成27年2月28日
- ・ 効力発生日 平成27年5月11日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)導入に伴い設定した信託口に対する配当金(イ.3,675千円、ロ.3,675千円)を含めております。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年11月26日開催予定の第46回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 280,494千円
- ・ 1株当たり配当額 15.00円
- ・ 基準日 平成27年8月31日
- ・ 効力発生日 平成27年11月27日
- ・ 配当の原資 利益剰余金

(注)配当金の総額には、株式給付信託(J-E S O P)導入に伴い設定した信託口に対する配当金(3,675千円)を含めております。

- (4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項  
該当事項はありません。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用につきましては短期的な預金等に限定し、また、資金調達につきましては、主に銀行借入による方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクまたは取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されております。四半期ごとに時価や取引先企業の財政状態等を把握する体制としております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃借にかかる敷金であり、貸主の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理方針に従い、契約ごとの残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。

預り金はすべて1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引にかかる資金調達であり、長期借入金は主に設備投資にかかる資金調達であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、資金繰り表を作成するなどの方法により実績管理しております。



(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。

(単位：千円)

|             | 貸借対照表計上額(*2) | 時価(*2)      | 差額      |
|-------------|--------------|-------------|---------|
| ① 現金及び預金    | 6,187,438    | 6,187,438   | —       |
| ② 受取手形及び売掛金 | 2,258,528    | 2,258,528   | —       |
| ③ 投資有価証券    | 494,808      | 494,808     | —       |
| ④ 敷金及び保証金   | 2,476,787    |             |         |
| 貸倒引当金       | △5,795       |             |         |
| 敷金及び保証金(*1) | 2,470,992    | 2,408,867   | △62,124 |
| ⑤ 支払手形及び買掛金 | (1,830,734)  | (1,830,734) | —       |
| ⑥ 預り金       | (1,549,419)  | (1,549,419) | —       |
| ⑦ 長期借入金(*3) | (7,353,516)  | (7,342,831) | △10,684 |

(\*1) 敷金及び保証金は、個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 負債に計上されているものにつきましては、( )で示しております。

(\*3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

① 現金及び預金並びに② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

④ 敷金及び保証金

将来回収が見込まれる敷金及び保証金について、将来キャッシュ・フローを国債の利率等で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

⑤ 支払手形及び買掛金並びに⑥ 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑦ 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 7. 賃貸等不動産に関する事項

### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

一部の連結子会社は、愛知県名古屋市及び神奈川県厚木市に賃貸商業施設を所有し運営しており、その全部をテナントに賃貸しております。

### (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

|                        | 連結貸借対照表計上額（注1） | 時価（注2）    |
|------------------------|----------------|-----------|
| 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産 | 3,091,290      | 2,756,158 |

（注1）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

（注2）時価は、主に不動産鑑定士による不動産鑑定評価書を基に算定しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 725円99銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 112円79銭 |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成27年8月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部   |            | 負 債 の 部              |            |
|-----------|------------|----------------------|------------|
| 流 動 資 産   | 8,836,034  | 流 動 負 債              | 5,321,448  |
| 現金及び預金    | 1,751,036  | 関係会社短期借入金            | 2,800,000  |
| 営業未収入金    | 174,839    | 1年内返済予定の長期借入金        | 2,231,512  |
| 前払費用      | 18,259     | 未払金                  | 101,155    |
| 繰延税金資産    | 35,324     | 未払費用                 | 4,193      |
| 関係会社短期貸付金 | 4,438,752  | 預り金                  | 15,519     |
| 未収還付法人税等  | 225,345    | 前受収益                 | 92,453     |
| 関係会社未収入金  | 2,073,004  | 賞与引当金                | 1,908      |
| その他       | 120,272    | その他                  | 74,706     |
| 貸倒引当金     | △800       | 固 定 負 債              | 5,212,807  |
| 固 定 資 産   | 7,986,806  | 長期借入金                | 4,958,164  |
| 有形固定資産    | 2,173,766  | 預り保証金                | 15,745     |
| 建物        | 286,827    | 長期前受収益               | 32,361     |
| 構築物       | 5,420      | 組織再編により生じた株式の特別勘定    | 171,279    |
| 車両運搬具     | 6,343      | その他                  | 35,256     |
| 工具、器具及び備品 | 1,418,798  | 負 債 合 計              | 10,534,256 |
| 土地        | 456,377    | 純 資 産 の 部            |            |
| 無形固定資産    | 79,053     | 株 主 資 本              | 6,261,387  |
| ソフトウェア    | 79,053     | 資 本 金                | 493,600    |
| 投資その他の資産  | 5,733,986  | 資 本 剰 余 金            | 483,600    |
| 投資有価証券    | 494,808    | 資 本 準 備 金            | 483,600    |
| 関係会社株式    | 1,903,652  | 利 益 剰 余 金            | 6,484,985  |
| 出 資 金     | 10         | 利 益 準 備 金            | 2,500      |
| 関係会社長期貸付金 | 3,498,084  | その他利益剰余金             | 6,482,485  |
| 敷金及び保証金   | 67,590     | 別 途 積 立 金            | 2,156,000  |
| 繰延税金資産    | 90,180     | 繰越利益剰余金              | 4,326,485  |
| その他       | 21,000     | 自 己 株 式              | △1,200,797 |
| 貸倒引当金     | △341,339   | 評価・換算差額等             | 27,195     |
| 資 産 合 計   | 16,822,840 | その他有価証券<br>評 価 差 額 金 | 27,195     |
|           |            | 純 資 産 合 計            | 6,288,583  |
|           |            | 負 債 ・ 純 資 産 合 計      | 16,822,840 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成26年9月1日から  
平成27年8月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                 | 金 額     |           |
|---------------------|---------|-----------|
| 営 業 収 益             |         | 5,372,670 |
| 営 業 費 用             |         |           |
| 固 定 資 産 賃 貸 費 用     | 677,011 |           |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 652,119 | 1,329,131 |
| 営 業 利 益             |         | 4,043,538 |
| 営 業 外 収 益           |         |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金   | 89,684  |           |
| 賃 貸 収 入             | 6,240   |           |
| そ の 他               | 18,937  | 114,862   |
| 営 業 外 費 用           |         |           |
| 支 払 利 息             | 29,708  |           |
| 為 替 差 損             | 8,710   |           |
| そ の 他               | 29,838  | 68,257    |
| 経 常 利 益             |         | 4,090,143 |
| 特 別 利 益             |         |           |
| 固 定 資 産 売 却 益       | 67,377  |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益   | 65      | 67,443    |
| 特 別 損 失             |         |           |
| 関係会社貸倒引当金繰入額        | 23,335  |           |
| 関係会社株式評価損           | 81,068  | 104,404   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益     |         | 4,053,182 |
| 法人税、住民税及び事業税        | 159,084 |           |
| 法人税等調整額             | △34,051 | 125,033   |
| 当 期 純 利 益           |         | 3,928,149 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成26年9月1日から  
平成27年8月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本  |          |              |        |             |                  |              |              |                |
|-------------------------|----------|----------|--------------|--------|-------------|------------------|--------------|--------------|----------------|
|                         | 資 本 金    | 資本剰余金    |              | 利益剰余金  |             |                  |              | 自 己 株 式      | 株 主 資 本<br>合 計 |
|                         |          | 資本準備金    | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金  | その他利益剰余金    |                  | 利益剰余金<br>合 計 |              |                |
|                         |          |          |              |        | 別途積立金       | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |              |              |                |
| 平成26年9月1日残高             | 493, 600 | 483, 600 | 483, 600     | 2, 500 | 2, 156, 000 | 959, 476         | 3, 117, 976  | △300, 139    | 3, 795, 037    |
| 事業年度中の変動額               |          |          |              |        |             |                  |              |              |                |
| 剰余金の配当                  |          |          |              |        |             | △561, 140        | △561, 140    |              | △561, 140      |
| 当期純利益                   |          |          |              |        |             | 3, 928, 149      | 3, 928, 149  |              | 3, 928, 149    |
| 自己株式の取得                 |          |          |              |        |             |                  |              | △900, 658    | △900, 658      |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |          |          |              |        |             |                  |              |              |                |
| 事業年度中の変動額合計             | -        | -        | -            | -      | -           | 3, 367, 008      | 3, 367, 008  | △900, 658    | 2, 466, 350    |
| 平成27年8月31日残高            | 493, 600 | 483, 600 | 483, 600     | 2, 500 | 2, 156, 000 | 4, 326, 485      | 6, 484, 985  | △1, 200, 797 | 6, 261, 387    |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |            | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|-----------------|------------|-----------|
|                         | その他有価証券評価差額金    | 評価・換算差額等合計 |           |
| 平成26年9月1日残高             | 5,905           | 5,905      | 3,800,943 |
| 事業年度中の変動額               |                 |            |           |
| 剰余金の配当                  |                 |            | △561,140  |
| 当期純利益                   |                 |            | 3,928,149 |
| 自己株式の買取                 |                 |            | △900,658  |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | 21,290          | 21,290     | 21,290    |
| 事業年度中の変動額合計             | 21,290          | 21,290     | 2,487,640 |
| 平成27年8月31日残高            | 27,195          | 27,195     | 6,288,583 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの・・・・・・・・・・決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの・・・・・・・・・・移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産・・・・・・・・・・定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（リース資産を除く）（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|   |   |       |
|---|---|-------|
| 建 | 物 | 4～34年 |
|---|---|-------|

|           |       |
|-----------|-------|
| 工具、器具及び備品 | 4～15年 |
|-----------|-------|

- ② 無形固定資産・・・・・・・・・・定額法を採用しております。

（リース資産を除く）なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えて賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

#### (4) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

### 2. 会計方針の変更に関する注記

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用）

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成25年12月25日）を当事業年度より適用しております。これによる計算書類への影響はありません。



### 3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書関係)

前事業年度まで、営業外収益に区分掲記しておりました、「受取利息」、「受取配当金」は、金額の重要性の観点から、当事業年度より「受取利息及び配当金」として区分掲記しております。

### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,787,458千円

(2) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

(株)韓国コシダカ 163,840千円

(3) 貸借対照表で区分掲記していない関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権 195,515千円

短期金銭債務 31,202千円

### 5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引の取引高 5,320,518千円

営業取引以外の取引高(固定資産の購入高を除く) 151,648千円

固定資産の購入高 21,120千円

(2) 特別損失の関係会社貸倒引当金繰入額及び関係会社株式評価損は、(株)韓国コシダカに対するものであります。

### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首<br>の株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末の<br>株式数 |
|-------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通株式  | 245,280株        | 500,080株       | —              | 745,360株       |

(注1) 自己株式には、株式給付信託(J-ESOP)により信託口が所有する株式245,000株を含んでおります。

(注2) 増加株式数は、平成26年12月1日開催の取締役会決議による自己株式の取得500,000株および単位未満株式の買い取りによるものであります。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|           |           |
|-----------|-----------|
| 賞与引当金     | 630千円     |
| 未払法定福利費   | 98千円      |
| 未払事業税     | 11,047千円  |
| 貸倒引当金     | 110,380千円 |
| 前受収益      | 37,658千円  |
| 関係会社株式評価損 | 26,152千円  |
| その他       | 22,090千円  |
| 繰延税金資産合計  | 208,059千円 |

### 繰延税金負債

|              |           |
|--------------|-----------|
| 子会社株式譲渡益調整   | △35,778千円 |
| グループ法人税制に基づく |           |
| 資産譲渡益        | △33,669千円 |
| その他有価証券評価差額金 | △13,106千円 |
| 繰延税金負債合計     | △82,554千円 |
| 繰延税金資産の純額    | 125,505千円 |

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.38%から、平成27年9月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.06%に、平成28年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.26%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は6,305千円減少し、法人税等調整額(借方)が7,349千円増加しております。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社

(単位：千円)

| 種類  | 会社等の名称              | 議決権等の<br>所有割合(%) | 関連当事者<br>との関係                                 | 取引の内容          | 取引金額                   | 科目            | 期末残高      |
|-----|---------------------|------------------|-----------------------------------------------|----------------|------------------------|---------------|-----------|
| 子会社 | ㈱コシダカ               | 100.0            | 経営指導<br>ロイヤリティの受取<br>固定資産賃貸<br>資金の援助<br>役員の兼任 | 経営指導料(注2)      | 300,000                | 営業未収入金        | 145,409   |
|     |                     |                  |                                               | ロイヤリティ料(注3)    | 217,835                |               |           |
|     |                     |                  |                                               | 固定資産賃貸料(注4)    | 715,582                |               |           |
|     |                     |                  |                                               | 資金の貸付(注5)      | 1,200,000              | 関係会社短期貸付金     | 4,166,752 |
|     |                     |                  |                                               | 資金の返済          | 446,752                | 関係会社長期貸付金     | 88,643    |
|     |                     |                  |                                               | 受取利息           | 38,787                 | その他流動資産       | 3,762     |
| 子会社 | ㈱カーブスホールディングス       | 90.0             | 資金の援助<br>役員の兼任                                | 資金の借入<br>資金の返済 | 2,100,000<br>1,300,000 | 関係会社短期借入金     | 2,800,000 |
| 子会社 | ㈱コシダカファシリティーズ       | 100.0            | 資金の援助<br>役員の兼任                                | 資金の貸付(注5)      | 400,000                | 関係会社短期貸付金     | 260,000   |
|     |                     |                  |                                               | 資金の返済          | 238,260                | 関係会社長期貸付金     | 1,807,680 |
|     |                     |                  |                                               | 受取利息           | 19,385                 | その他流動資産       | 4,450     |
| 子会社 | ㈱韓国コシダカ             | 100.0            | 資金の援助<br>債務保証<br>役員の兼任                        | 有形固定資産の購入(注6)  | 21,120                 | —             | —         |
|     |                     |                  |                                               | 資金の貸付(注5)      | 220,766                | 関係会社長期貸付金(注7) | 435,411   |
|     |                     |                  |                                               | 資金の返済          | 82,487                 | その他流動資産       | 27,400    |
|     |                     |                  |                                               | 受取利息           | 15,941                 |               |           |
| 子会社 | K Box ENTERTAINMENT | 100.0<br>(100.0) | 資金の援助<br>役員の兼任                                | 債務保証(注8)       | 163,840                | 関係会社長期貸付金     | 70,000    |
|     |                     |                  |                                               | 資金の貸付(注5)      | 70,000                 |               |           |
| 子会社 | ㈱ムーン                | 100.0            | 資金の援助<br>役員の兼任                                | 資金の貸付(注5)      | 90,000                 | 関係会社短期貸付金     | 12,000    |
|     |                     |                  |                                               | 資金の返済          | 41,650                 | 関係会社長期貸付金     | 138,000   |
| 子会社 | ㈱ムーン                | 100.0            | 資金の援助<br>役員の兼任                                | 受取利息           | 10,302                 | 関係会社長期貸付金     | 958,350   |
|     |                     |                  |                                               | 資金の返済          | 41,650                 |               |           |

(注1) 議決権等の所有割合の( )内は、当社の子会社の所有割合を内数で表示しております。

(注2) 経営指導料は、グループ運営費用を基に決定しております。

(注3) ロイヤリティ料は、売上高に対する一定割合で決定しております。

(注4) 固定資産賃貸料は、市場価格及び総原価を勘案して決定しております。

(注5) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

(注6) 購入価格は、市場価格及び総原価を勘案して決定しております。

(注7) ㈱韓国コシダカへの貸倒懸念債権等について、341,339千円の貸倒引当金を計上しております。当事業年度に計上した関係会社貸倒引当金繰入額は、23,335千円であります。

(注8) ㈱韓国コシダカの借入債務に対して保証を行っております。なお、取引金額には保証債務の期末残高を記載しております。

## (2) 役員及び個人主要株主

(単位：千円)

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の<br>所有割合(%) | 関 連 当 事<br>者との関係 | 取引の内容   | 取引金額    | 科目 | 期末<br>残高 |
|----|--------|------------------|------------------|---------|---------|----|----------|
| 役員 | 腰高 博   | 12.35            | 代表取締役            | 自己株式の取得 | 900,500 | —  | —        |

(注) 取引条件及び取引条件決定方針等

平成26年12月1日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSNet-3)を利用し、平成26年12月2日の終値1,801円で取引を行っております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 340円76銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 211円9銭  |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年10月26日

株式会社 コシダカホールディングス  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柳 井 浩 一 ⑩  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 島 一 郎 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コシダカホールディングスの平成26年9月1日から平成27年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コシダカホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年10月26日

株式会社 コシダカホールディングス

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

|                    |       |        |
|--------------------|-------|--------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 柳井浩一 印 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 田島一郎 印 |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コシダカホールディングスの平成26年9月1日から平成27年8月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年9月1日から平成27年8月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年10月28日

株式会社コシダカホールディングス 監査役会

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 常 勤 監 査 役（社 外 監 査 役）西 | 智 彦 ㊞     |
| 社 外 監 査 役             | 寺 石 雅 英 ㊞ |
| 社 外 監 査 役             | 森 内 茂 之 ㊞ |

以 上



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第46期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### ① 配当財産の種類

金銭

#### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は280,494,600円となります。

#### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年11月27日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 特定の株主からの自己株式取得の件

当社は、資本効率の向上と経営の透明性をより高めるため、当社株式の流動性の向上、株主数の増加と合わせて特定株主比率の引き下げに努めるとともに、株主還元策の一環として自己株式の取得につきましても検討してまいりました。

今般、当社筆頭株主である株式会社ヨウザンより、同社の保有する当社株式について当社への売却の打診を受けました。

このような状況を踏まえて検討した結果、会社法第156条第1項、第160条第1項及び第161条の規定に基づき、相対取引による自己株式の取得を行うことといたしたいと存じます。

### 1. 取得に係る事項の内容

|                                 |                                                                                                                                                                                      |
|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 取得対象株式の種類                   | 当社普通株式                                                                                                                                                                               |
| (2) 取得する株式の総数                   | 50万株（上限）<br>（発行済株式総数に対する割合2.60%）                                                                                                                                                     |
| (3) 株式の取得価額の総額                  | 13億円（上限）                                                                                                                                                                             |
| (4) 株式1株を取得するのと引き換えに交付する金額の算定方法 | 平成27年8月1日から平成27年10月31日の3ヶ月間の東京証券取引所JASDAQ市場における当社株式の終値の平均価格に0.90を乗じた金額と第46回定時株主総会開催日前日である平成27年11月25日の東京証券取引所JASDAQ市場における当社株式の最終価格（但し、同日に取引がない場合は、その後最初になされた売買取引の成立価格）を比較し、低い方の金額とする。 |
| (5) 取得期間                        | 平成27年12月1日～平成28年1月31日                                                                                                                                                                |
| (6) 取得先                         | 株式会社ヨウザン                                                                                                                                                                             |

### 2. その他

本自己株式の取得にあたって株式1株を取得するのと引き換えに交付する金銭等の額は、上記1.「取得に係る事項の内容」(4)に記載のとおり、会社法第161条及び会社法施行規則第30条により算定されたものを超えないため、取得する相手以外の株主様におかれましては、会社法第160条第2項及び第3項による売主追加議案の請求は生じません。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。

当社は、コーポレートガバナンス・コードによって求められている独立社外取締役の選任と合わせ、本制度に移行することは当社取締役会の監督機能の一層の強化や意思決定の迅速化に資するものと判断して監査等委員会設置会社に移行することとし、これに伴い必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

また、会社法の改正に対応して、定款第27条（取締役の責任免除）の規定を変更するものであり、この変更については、監査役全員の同意を得ております。

その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

（下線は変更箇所を示します。）

| 現行定款                           | 変更案                            |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 第1章 総 則                        | 第1章 総 則                        |
| 第1条～第3条（条文省略）                  | 第1条～第3条（現行どおり）                 |
| （機 関）                          | （機 関）                          |
| 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 | 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 |
| ① 取締役会                         | ① 取締役会                         |
| ② <u>監査役</u>                   | ② <u>監査等委員会</u>                |
| ③ <u>監査役会</u>                  | （削 除）                          |
| ④ 会計監査人                        | ③ 会計監査人                        |
| 第5条 （条文省略）                     | 第5条 （現行どおり）                    |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第9条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第10条～第16条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>2</u> 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>3</u> 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> | <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第9条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第10条～第16条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>7</u>名以内とする。</p> <p><u>2</u> <u>当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p><u>2</u> <u>監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>3</u> (現行どおり)</p> <p><u>4</u> (現行どおり)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(任 期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> | <p>(任 期)</p> <p>第19条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当会社は、取締役（取締役であつた者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> | <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項の行為による取締役（取締役であつた者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |



| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変更案                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任 期)</u></p> <p><u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> | <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変更案                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第34条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<br/>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第36条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第37条 当会社は、監査役（監査役であつた者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p><u>2 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> | <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |

| 現行定款             | 変更案                                                                                                                                                      |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)            | 第 5 章 監査等委員会                                                                                                                                             |
| (新 設)            | (監査等委員会の招集通知)<br>第29条 監査等委員会の招集通知は、<br>会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。                                                           |
|                  | 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。                                                                                                         |
| (新 設)            | (監査等委員会規程)<br>第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。                                                                                   |
| 第 6 章 会計監査人      | 第 6 章 会計監査人                                                                                                                                              |
| 第38条～第40条 (条文省略) | 第31条～第33条 (現行どおり)                                                                                                                                        |
| 第 7 章 計 算        | 第 7 章 計 算                                                                                                                                                |
| 第41条～第44条 (条文省略) | 第34条～第37条 (現行どおり)                                                                                                                                        |
| (新 設)            | 附則<br>(監査役の責任免除に関する経過措置)<br>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第46回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。 |

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となり、取締役全員は、定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）5名の選任をお願いするものであります。

なお本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）としての効力を生じるものとし、第3号議案が否決された場合においては、監査役会設置会社の取締役として効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                          | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | こし だか ひろし<br>腰 高 博<br>(昭和35年4月2日生) | 昭和61年4月 当社入社<br>平成7年8月 当社代表取締役社長<br>平成22年9月 当社代表取締役社長兼CEO（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社コシダカ代表取締役社長<br>株式会社カーブスホールディングス取締役<br>株式会社カーブスジャパン取締役<br>株式会社コシダカファシリティーズ代表取締役社長 | 2,310,000株 |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当<br>社株式の数 |
|-----------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2         | こし だか おさむ<br>腰 高 修<br>(昭和39年8月4日生)     | <p>昭和63年4月 株式会社日本LCA入社</p> <p>平成2年5月 近畿建設株式会社入社</p> <p>平成5年4月 当社入社</p> <p>平成7年8月 当社取締役</p> <p>平成16年9月 当社専務取締役</p> <p>平成17年9月 当社専務取締役営業本部長</p> <p>平成18年3月 当社専務取締役カラオケ事業本部長</p> <p>平成18年12月 当社専務取締役営業統括本部長</p> <p>平成20年3月 当社専務取締役営業統括本部長兼中日本<br/>事業本部長</p> <p>平成22年9月 当社専務取締役専務執行役員（現任）<br/>（重要な兼職の状況）</p> <p>株式会社コシダカ専務取締役営業統括<br/>本部長</p> <p>株式会社カーブスホールディングス代表<br/>取締役会長</p> <p>株式会社カーブスジャパン取締役</p> <p>株式会社アイエムオー代表取締役</p> | 554,000株       |
| 3         | あさ くら かず ひろ<br>朝 倉 一 博<br>(昭和30年9月4日生) | <p>昭和54年4月 株式会社三井銀行(現株式会社三井住友<br/>銀行)入社</p> <p>平成16年10月 当社に出向(経営企画室長)</p> <p>平成17年11月 当社入社経営企画室長</p> <p>平成17年11月 当社取締役経営企画室長</p> <p>平成22年9月 当社取締役執行役員経営企画室長</p> <p>平成26年3月 当社常務取締役常務執行役員経営企画室<br/>長（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>株式会社コシダカ取締役経営企画室長</p> <p>株式会社ムーン代表取締役</p> <p>株式会社カーブスホールディングス取締<br/>役</p> <p>株式会社カーブスジャパン取締役</p>                                                                                           | 160,000株       |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                           | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当<br>社株式の数 |
|-----------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4         | こし だか みわ こ<br>腰 高 美和子<br>(昭和35年11月23日生) | 昭和55年1月 株式会社第一証券（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社<br>昭和61年5月 当社入社<br>平成12年3月 当社監査役<br>平成14年1月 当社取締役総務部長<br>平成22年9月 当社取締役執行役員グループ総務担当<br>平成26年3月 当社常務取締役常務執行役員グループ総務担当（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社コシダカビジネスサポート代表取締役<br>株式会社コシダカ取締役総務部長<br>株式会社カーブスホールディングス取締役<br>株式会社ヨウザン代表取締役社長               | 241,000株       |
| 5         | ど い よし ひと<br>土 井 義 人<br>(昭和36年3月20日生)   | 昭和59年4月 国際証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社<br>平成11年6月 高砂電器産業株式会社（現アビリット株式会社）入社<br>平成21年7月 当社入社内部統制推進室室長<br>平成22年9月 当社取締役執行役員グループ管理担当<br>平成27年3月 当社常務取締役常務執行役員グループ管理担当（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社コシダカ取締役管理本部長兼経理部長<br>株式会社コシダカビジネスサポート取締役副社長<br>株式会社カーブスホールディングス監査役<br>株式会社カーブスジャパン監査役 | 160,800株       |

- (注) 1. 取締役候補者腰高修氏は、株式会社アイエムオーの代表取締役を兼務しており、同社は当社の大株主であります。
2. 取締役候補者腰高美和子氏は、株式会社ヨウザンの代表取締役を兼務しており、同社は当社の大株主であります。
3. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 「所有する当社株式の数」については、平成27年8月31日現在の所有株式数を記載しております。

## 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                            | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | にし とも ひこ<br>西 智 彦<br>(昭和29年10月10日生)     | 昭和53年4月 野村證券投資信託販売株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社<br>平成24年2月 株式会社カーブスホールディングス社外監査役<br>平成24年11月 当社常勤監査役（現任）                                                                             | 800株       |
| 2     | てら いし まさ ひで<br>寺 石 雅 英<br>(昭和36年7月10日生) | 平成5年4月 名古屋商科大学商学部助教授<br>平成7年4月 群馬大学社会情報学部助教授<br>平成13年6月 株式会社エスイー社外監査役（現任）<br>平成14年4月 群馬大学社会情報学部教授<br>平成17年11月 当社社外監査役（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社エスイー社外監査役<br>大妻女子大学キャリア教育センター教授        | —          |
| 3     | もり うち しげ ゆき<br>森 内 茂 之<br>(昭和32年2月26日生) | 昭和57年10月 プライスウォーターハウス公認会計士共同事務所入所<br>平成10年7月 青山監査法人代表社員<br>平成17年10月 中央青山監査法人理事<br>平成19年5月 霞ヶ関監査法人代表社員<br>平成22年1月 同監査法人統括代表社員<br>平成24年11月 当社社外監査役（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>太陽有限責任監査法人パートナー | —          |

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 候補者は全員社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者の選任理由は次のとおりであります。

（1）西 智彦氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、大手証券会社の企業部長・支店長を歴任しており、その豊富な経験を基に当社グループの経営を監督していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。



- (2) 寺石雅英氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、大学教授と企業経営の先端的研究に携わり、豊富で幅広い見識を有していることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (3) 森内茂之氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、大手監査法人において長年に亘り企業の監査に従事し、代表社員・理事を歴任された豊富な知識と経験を基に当社グループのコーポレートガバナンスの強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 候補者は、現在当社の社外監査役であります。それぞれの監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって西 智彦氏は3年、寺石雅英氏は10年、森内茂之氏は3年となります。
5. 責任限定契約について  
当社は、社外監査役3名との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。候補者の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であり、当該契約に基づく賠償限度額は法令の定める責任限度額となります。
6. 西 智彦氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員（社外監査役）として同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員（社外取締役）とする予定であります。
- また、寺石雅英氏、森内茂之氏の2名につきましては、現在東京証券取引所規則に定める独立役員（社外監査役）として届け出ておりませんが、改めて両氏を独立役員（社外取締役）として届け出ることを予定しております。
7. 「所有する当社株式の数」については、平成27年8月31日現在の所有株式数を記載しております。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成18年11月30日開催の第37回定時株主総会において「年額500百万円以内」（ただし、使用人給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い現在の取締役の報酬等の額に関する定めを代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案について同じ。）の報酬等の額を「年額500百万円以内」（ただし、使用人給与は含まない。）と定めること、及び、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきお諮りするものです。

第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役の員数は5名となります。

本議案の内容は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を「年額40百万円以内」と定めること、及び、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするものにつきお諮りするものです。

第3号議案及び第5号議案が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

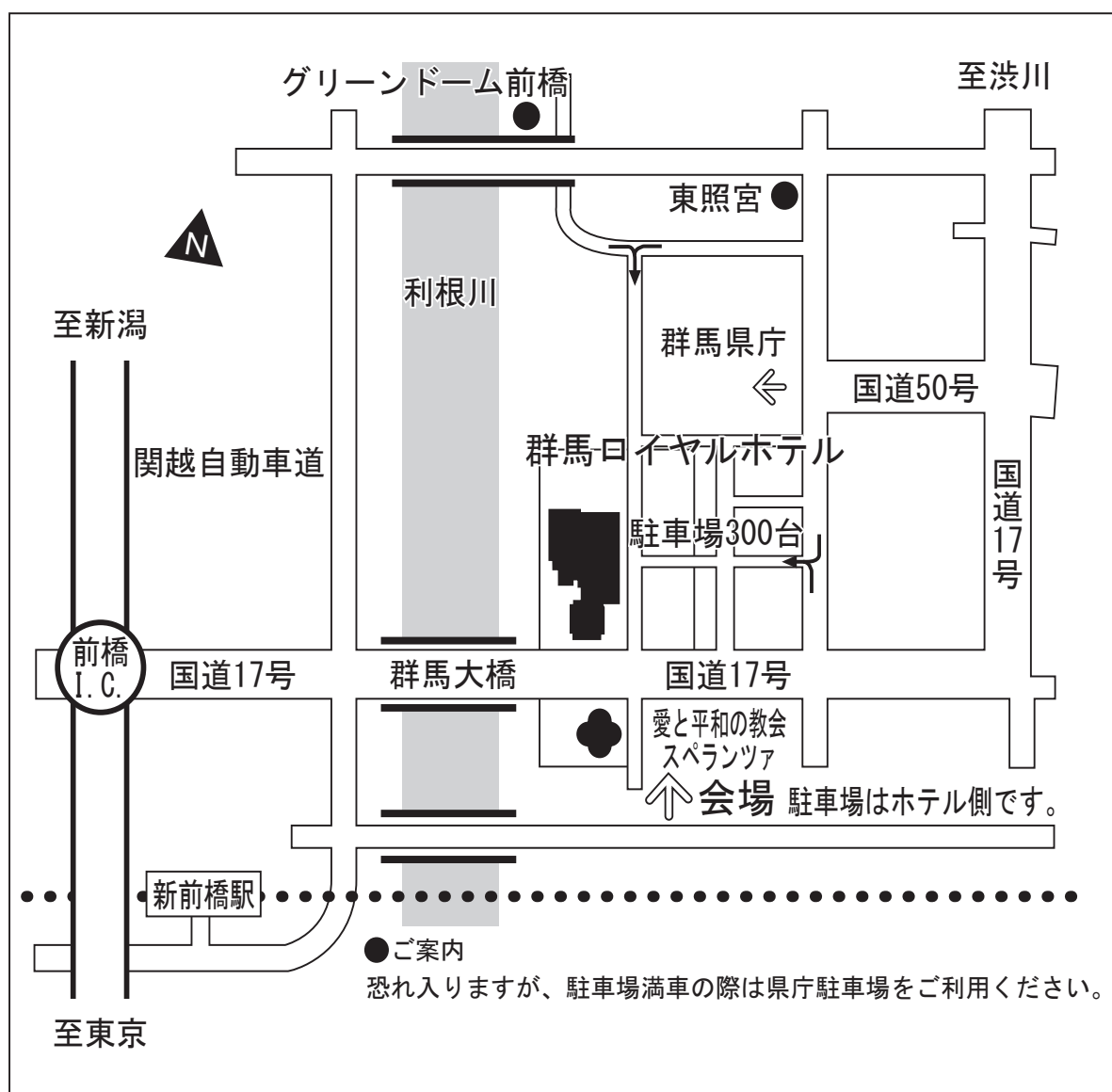
Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

## 会場ご案内図

### 群馬ロイヤルホテル 2階

群馬県前橋市大手町1丁目9-7 〒371-0026

電話027(223)6111 (大代表)



交通 J R 両毛線

新前橋駅 東口 車で約6分 (1.8km)

前橋駅 北口 車で約6分 (1.8km)